

平成 23 年度

健全化判断比率等
審査意見書

笛吹市監査委員

1 審査の対象

平成23年度の決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定による健全化判断比率及び第22条に規定する資金不足比率。

2 審査の期間

平成24年8月8日

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定による健全化判断比率及び第22条に規定する資金不足比率について、法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているかに着目し、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、あわせて関係職員の説明を聴取した。

4 審査の結果

(1) 審査意見

審査に付された下記の比率については、適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	平成23年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	— %	12.49 %	(実質収支比率) (5.88%)
②連結実質赤字比率	— %	17.49 %	(連結実質収支比率) (12.53%)
③実質公債費比率	13.9 %	25.0 %	
④将来負担比率	85.8 %	350.0 %	
⑤資金不足比率	— %	(経営健全化基準) 20.0 %	

※赤字でない時は「—」と表記

① 実質赤字比率について

平成 23 年度は、実質収支比率が 5.88%と黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。早期の健全化を必要とする実質赤字比率の基準は 12.49%である。

② 連結実質赤字比率について

平成 23 年度は、連結実質収支比率が 12.53%と黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。早期の健全化を必要とする連結実質赤字比率の基準は、17.49%である。

③ 実質公債費比率について

平成 23 年度の実質公債費比率は 13.9%となっており、早期の健全化を必要とする実質公債費比率の基準 25.0%を下回り基準の範囲内である。

④ 将来負担比率について

平成 23 年度の将来負担比率は 85.8%となっており、早期の健全化を必要とする将来負担比率の基準 350.0%を下回り基準の範囲内である。

⑤ 資金不足比率について

算定基礎となる公営企業会計が黒字であるため、資金不足比率は算定されない。経営の健全化を必要とする経営健全化基準は 20.0%である。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。